

**企業版ふるさと納税を活用した新医療システム社会実装事業運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

本要領は、企業版ふるさと納税を活用した新医療システム社会実装事業運営業務委託公募型プロポーザルを実施するにあたり必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

企業版ふるさと納税を活用した新医療システム社会実装事業運営業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

ア 検診機関との委託契約及び調整

イ 周知広報及び受診勧奨

ウ 問い合わせ対応

エ 受診者数及び各データのとりまとめ

オ 研究機関への結果データ提供

詳細は、別紙1「企業版ふるさと納税を活用した新医療システム社会実装事業運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約を締結した日から令和8年3月31日まで

(4) 提案上限額

単価 60 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加申込書の提出期限の時点において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 米子市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 納付すべき国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (6) 過去に自治体の保健、医療に関する業務の受託実績があること。

4 スケジュール

実施項目	実施期間又は期限
実施要領等の公表	令和7年4月30日(水)
参加申込書の提出期限	令和7年5月13日(火)午後4時まで
質問書の提出期限	令和7年5月13日(火)午後4時まで
質問書の回答公開	令和7年5月16日(金)までに公開
企画提案書等の提出期間	令和7年5月16日(金)から 令和7年5月26日(月)午後4時まで
参加辞退届の提出期限	令和7年5月26日(月)
プレゼンテーション	令和7年6月上旬
選定結果通知	令和7年6月中旬

5 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書(様式第1号)
- イ 会社概要書(様式第2号) ※会社概要パンフレットを添付すること。
- ウ 業務実績調書(様式第3号)
- エ 市税等納付確認同意書(様式第4号)
- オ 消費税及び地方消費税の滞納がないことを証する書面(提出日時点で交付の日から3か月を経過していないものに限る。)
- カ 役員等調書兼照会承諾書(様式第5号)

ただし、エ、オ及びカについては米子市入札参加資格者名簿に登録されている者は、提出することを要しない。

(2) 提出期限 令和7年5月13日(火)午後4時まで ※提出期限後に到着した書類は無効とする

(3) 提出方法 提出書類各1部を持参又は郵送

(4) 提出先 〒683-0811 米子市錦町一丁目139番地3 ふれあいの里3階

米子市福祉保健部健康対策課 健康総務担当

6 質問書の提出及び回答

実施要領及び仕様書の内容に質問がある場合は、次のとおり質問書(様式第6号)を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月13日(火)午後4時まで

(2) 提出方法及び提出先

事務局宛に電子メールにより提出。メールの件名を「プロポーザル質問書」とし、送信後に事務局へ電話で受信確認を行うこと。

- ・事務局 : 米子市福祉保健部健康対策課 健康総務担当

0 8 5 9 - 2 3 - 5 4 5 1

・E-mail : kentai@city.yonago.lg.jp

(3) 質問への回答

令和7年5月16日(金)までに本市ホームページに回答を掲載する。

(4) その他

- ・電話等での個別の質問対応は行わない。
- ・質問に対する回答は、実施要領及び仕様書等の追加又は修正事項とみなす。
- ・回答に対する再質問は受け付けない。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式)

企画提案書の枚数に制限は設けない。また業務実施体制及び業務工程を記載すること。

イ 提案見積書(任意様式)

※助成1件あたりの見積を提出すること。積算項目ごとに価格の算出根拠を記載すること。消費税等は別途明示すること。

(2) 留意事項

- ・A4判(A3判折り込みは可)とすること。
- ・文字ポイント数は10ポイント以上とすること。ただし、図や表に関してはその限りでない。
- ・専門知識を持たない者も容易に理解できるよう、できるだけ平易な表現とすること。

(3) 提出期限 令和7年5月26日(月)午後4時まで

※提出期限後の追加の提出及び差替えは、認めないものとする。

(4) 提出部数 提出部数:5部(正本1部:代表者印押印、副本4部:押印不要)

(5) 提出方法 持参又は郵送

(6) 提出先 〒683-0811 米子市錦町一丁目139番地3 ふれあいの里3階

米子市福祉保健部健康対策課 健康総務担当

8 参加辞退届の提出

参加申込書の提出後に、参加辞退する場合は、参加辞退届(様式第7号)を令和7年5月26日(月)までに事務局へ持参又は郵送すること。

9 プレゼンテーション

(1) 実施日時:令和7年6月上旬予定

※時間及び会場については、別途通知する。

(2) 内容 プレゼンテーション20分以内(準備・片付けを除く)、ヒアリング10分程度とする。

(3) その他

- ・参加者側の出席者は3名以内とする。なお、本業務に精通し、実際に本業務に携わる者の参加を必須とする。
- ・プレゼンテーションに際し、必要な機器(スクリーン及びプロジェクター、HDMI ケーブル) と電源は本市が用意するが、その他の機器(パソコン等)は参加者側で用意すること。
- ・インターネットを利用したプレゼンテーションを行う場合は、参加者側で通信手段を確保すること。
- ・企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

10 受託候補者の選定

別紙2「企業版ふるさと納税を活用した新医療システム社会実装事業運営業務委託公募型プロポーザル審査要領」に基づき、企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容を評価し、評価点数の合計が最も高い者を受託候補者、次点の者を次点候補者として選定する。合計点数が同点の場合は、見積額の最も低い者を受託候補者とする。

市は、受託候補者と合意に向けた協議を行い、協議が調わない場合は、受託候補者との協議を打ち切り、次点候補者と協議を行う。

なお、参加申込者が1者のみの場合は、採点の平均点が6割以上であれば、受託候補者とする。

選定結果は、すべての参加者に対して個別に通知する。選定結果に関する一切の事項について、質問、説明請求、意見等は受け付けない。

11 業務内容の事前打ち合わせ及び契約

本市は、受託候補者又は次点候補者と企画提案書を基に協議をし、業務内容を確定させた上で、契約を締結するものとする。この場合において、本市は、確定させた業務内容に係る見積書を徴取し、予定価格の範囲内の見積額があったときに、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

12 失格事由

- (1) 提出書類の確認により、資格参加要件を満たしていないことが認められたとき。
- (2) 定められた期間内に提出書類等が提出されなかったとき。
- (3) 提出書類等の記載内容に著しく不備があるとき、又は不正若しくは虚偽の記載があったと認められるとき。
- (4) 参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (5) 本プロポーザルの関係者及び選定委員への接触や他の参加者との謀議など、審査及び選定に影響を及ぼす恐れのある不正若しくは悪質な行為、又は疑惑を招く行為を行ったとき。
- (6) 定められたプレゼンテーションに参加しなかったとき。

13 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用については、すべて参加者の負担とする。

- (2) 参加申込書、企画提案書その他提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出書類の分割提出及び提出後の差し替えは認めない。
- (4) 提出書類は、事業者選定に伴う作業の範囲内において、複製を作成する場合がある。
- (5) 提出書類は、米子市情報公開条例に定めるところにより、その全部又は一部を公開する
場合がある。

14 事務局

- ・所在地 〒683-0811 米子市錦町一丁目 139 番地 3 ふれあいの里 3 階
米子市福祉保健部健康対策課 健康総務担当
- ・電話 0859-23-5451(直通) ・E-mail kentai@city.yonago.lg.jp